



■2025 年に国会に提出された年金制度改革法案

短時間労働者への適用拡大が企業や個人にとって大きなインパクトとなっています。

厚生労働省の試算によれば、**賃金要件と企業規模要件の両方を撤廃した場合、新たに社会保険に加入する短時間労働者は約 200 万人と推定**されています。主な改正の内容は以下になります。

- ・被用者保険の適用拡大：短時間労働者の賃金や企業規模の要件を段階的に撤廃
- ・在職老齢年金・遺族年金の見直し：高齢期の生活を支える制度の改善
- ・標準報酬月額の上限引き上げ：上限を 65 万円から 75 万円に段階的に引き上げ
- ・iDeCo の加入年齢引き上げ：加入可能年齢の上限が 70 歳未満に引き上げ

これらの改正により、保険料負担の変化や社会保険料の増加が想定されます法案の施行は 2026 年 4 月予定ですが、内容を早めに把握しておくことが重要です。

■改正労働安全衛生法成立（2025 年 5 月 14 日公布）

2025 年 5 月労働安全衛生法及び作業環境測定法の改正法が可決成立し、14 日に公布されました。多様な人材が安全＆安心して働き続けられる職場環境の整備推進のため、以下の対策が講じられます。

対策 1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進 【労働安全衛生法】

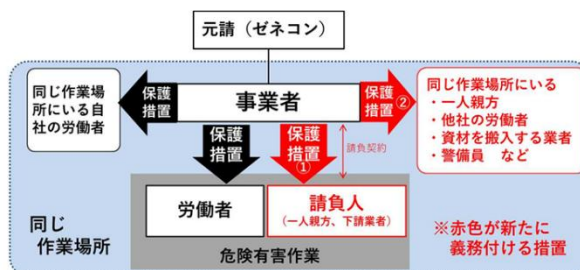
■建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者が講じるべき措置（公布日から施行）

注文者等においては、安全で衛生的な作業の遂行を損なう恐れのある条件を付さないよう配慮が義務づけられました。従来とどのように変わるのか確認しましょう。

観点	従来	改正後（2025 年 5 月 14 日施行）
注文者等の安全配慮	明確な法的義務はなかった 行政指導や通達で一定の配慮が求められていた	法律上の義務として 「安全・衛生的な作業を損なう条件」をつけないように 配慮する責任が明文化された
対象となる内容	あいまいな基準により、 施工業者まかせになりがちだった	施工・作業方法、工期・納期なども含めて、 作業の安全確保に影響する条件全般が対象になった
法的拘束力	実質的に弱く 責任追及は困難	労働災害の原因となるような無理な条件設定が問題視されれば、行政指導や指摘の根拠になる可能性が高くなった

■災害防止対策への個人事業者（フリーランス）等の 取り込み（2026 年 4 月 1 日施行）

同一の場所で働く一人親方やフリーランス等を
「**個人事業者**」として安衛法の適用対象とすることで、
混在作業による労働災害防止対策が強化されます。



対策 2. 職場のメンタルヘルス対策の推進 【労働安全衛生法】

■ ストレスチェックの義務化対象拡大

50 人未満の事業場でも年 1 回のストレスチェックを実施することが義務付けられます。
準備期間として、施行は公布日から起算して 3 年以内（2028 年）の予定です。



対策 3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進 【労働安全衛生法、作業環境測定法】

■ 危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則

化学物質の譲渡等実施者による**危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則**が設けられます。
施行は公布日から起算して 5 年以内（2030 年）の予定です。

■ 営業秘密である成分の代替化学名等での通知（2026 年 4 月 1 日）

一定の要件を満たした有害性の低い物質について、代替化学名等での通知が認められます。

■ 作業環境測定の対象拡大（2026 年 10 月 1 日）

個人ばく露測定が、作業環境測定の一つとして、新たに位置付けられました。

対策 4. 機械等による労働災害の防止の促進等 【労働安全衛生法】

■ 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し（2026 年 4 月 1 日）

ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、**民間の登録機関が実施できる範囲が拡大**されます。

■ 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化（2026 年 1 月 1 日）

■ 型式検定対象機械等、技能講習対象業務等の見直し（2026 年 4 月 1 日）

登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、**検査基準への遵守義務**が課せられます。



対策 5. 高齢者の労働災害防止の推進等 【労働安全衛生法】

■ 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施（2026 年 4 月 1 日）

高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の措置を講じる努力義務が課せられ、国が当該措置に関する指針を公表することとなっています。

■ 今年度の年末調整から変わる「所得税の年収 103 万円の壁」

2025 年 12 月の年末調整から、**所得税の基礎控除の控除額と給与所得控除の最低保障額の引き上げ**が行われます。これまで一律 48 万円だった**基礎控除が、所得に応じて最大 95 万円まで引き上げ**られます。
控除額に応じた源泉徴収税額の見直しも必要になる可能性があります。給与所得控除の最低保証額も従来の 55 万円から **65 万円に引き上げ**られますので、給与水準に応じた調整が必要になります。
生計を一にする **19 歳以上 23 歳未満の親族**で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人に対して **新たに「特定親族特別控除」が創設**されます。早めの情報収集と対応準備をすすめておきましょう。

社会保険労務士法人トップアンドコア



【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46 F

TEL : 03-3349-8370

【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP ター名古屋 7 F

TEL : 052-589-8753

E-mail : info@topandcore.or.jp <http://www.topandcore.com/>

